

人事課事務分掌規程（平成13年1月6日法務省人庶第185号）

改正平15. 3.31人庶第 752号
改正平15. 12.19人庶第2739号
改正平16. 11.29人庶第2550号
改正平17. 11.30人庶第2801号
改正平18. 3.29人庶第 763号
改正平21. 3.24人庶第 677号
改正平21. 9.11人庶第2184号
改正平22. 7.30人庶第1822号
改正平23. 3.28人庶第 728号
改正平24. 3.30人庶第 56号

法務省大臣官房人事課事務分掌規程

（課付）

第1条 人事課に，課付を置くことができる。

2 課付は，課長を助け，課長が特に命ずる事務をつかさどる。

（課長補佐）

第2条 人事課に，課長補佐（補佐官）を置く。

2 課長補佐（補佐官）は，課長を補佐し，命を受けて，課の事務を処理する。

3 課長補佐（補佐官）の事務の分担は，別に課長が定める。

4 課長補佐（補佐官）のうち総括補佐官を命ぜられた者は，課の庶務に関する事務を総括する。

5 課長補佐（補佐官）のうち上席補佐官を命ぜられた者は，課の複雑困難な事務を担当する。

（法務専門職）

第3条 人事課に，法務専門職（法務専門官）を置く。

2 法務専門職（法務専門官）は，命を受けて，課の専門的事務に従事する。

3 法務専門職（法務専門官）のうち上席法務専門官を命ぜられた者は，複雑困難な専門的事務を担当する。

（試験管理官補佐及び試験管理官付）

第4条 人事課に，試験管理官補佐及び試験管理官付を置くことができる。

2 試験管理官補佐は，試験管理官を補佐し，命を受けて，試験管理官の事務を処理する。

3 試験管理官付は，命を受けて，試験管理官の事務に従事する。

（企画調査官補佐及び企画調査官付）

第5条 人事課に，企画調査官補佐及び企画調査官付を置くことができる。

2 企画調査官補佐は，企画調査官を補佐し，命を受けて，企画調査官の事務を処理する。

3 企画調査官付は，命を受けて，企画調査官の事務に従事する。

(人事課に置く係)

第6条 人事課に、次の26係を置く。

庶務係

文書係

企画第一係

企画第二係

企画第三係

次世代育成支援対策係

定員第一係

定員第二係

検察官人事第一係

検察官人事第二係

任用第一係

任用第二係

任用第三係

高齢対策係

給与第一係

給与第二係

給与第三係

服務係

記録表彰係

栄典係

司法試験第一係

司法試験第二係

司法試験第三係

司法試験予備試験第一係

司法試験予備試験第二係

司法試験予備試験第三係

(庶務係の所掌事務)

第7条 庶務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人事課長の官印、人事課印その他の公印の保管に関する事。
- (2) 人事課の機構及び定員に関する事。
- (3) 人事課の所掌事務に関する広報に関する事。
- (4) 人事課の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事。
- (5) 人事課の所掌に係る経費の予算及び会計に関する事。
- (6) 人事課所管の物品の管理に関する事。
- (7) 人事課の職員の福利厚生に関する事。
- (8) 人事課の職員に貸与する宿舎に関する事。
- (9) 検察官適格審査会、検察官・公証人特別任用等審査会及び司法試験委員会の所掌に係る経費（検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを

除く。)の予算に関すること。

- (10) 前各号に掲げるもののほか、人事課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(文書係の所掌事務)

第8条 文書係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人事課の所掌に係る公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (2) 法務省の職員の海外出張及び私事による海外渡航に関すること。
- (3) 法務省の職員の教養及び訓練に関すること。

(企画第一係の所掌事務)

第9条 企画第一係は、人事課の所掌事務のうち重要事項に係るものの企画、立案及び調整に関する事務をつかさどる。

(企画第二係の所掌事務)

第10条 企画第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人事に関する基本的な制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 人事に関する法令案等の整備に関すること。
- (3) 人事関係例規集に関すること。

(企画第三係の所掌事務)

第11条 企画第三係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の総合職職員及びI種職職員の人事管理に関する企画、立案及び調整に関すること。
- (2) 法務省の職員の人事交流に関する企画、立案及び調整に関すること。
- (3) 法務省の職員団体に関すること。
- (4) 労務に関する情報収集、調査及び研究を行うこと。

(次世代育成支援対策係の所掌事務)

第12条 次世代育成支援対策係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 次世代育成支援対策に関する総合的な方針等の企画及び調整に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策の実施に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策実施結果の分析及び検証に関すること。

(定員第一係の所掌事務)

第13条 定員第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本省内部部局、法務総合研究所、公安審査委員会及び公安調査庁の職員の定員に関すること。
- (2) 法務局及び地方法務局の職員の定員に関すること。
- (3) 検察庁の職員の定員に関すること。
- (4) 定員に関する資料及び統計に関すること。

(定員第二係の所掌事務)

第14条 定員第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 矯正施設、矯正研修所及び矯正管区の職員の定員に関すること。
- (2) 地方更生保護委員会及び保護観察所の職員の定員に関すること。
- (3) 入国者収容所及び地方入国管理局の職員の定員に関すること。

(検察官人事第一係の所掌事務)

第15条 検察官人事第一係は、検察官の任免及び人事評価に関する事務をつかさどる。

(検察官人事第二係の所掌事務)

第16条 検察官人事第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 検察官の給与及び退職手当に関すること。
- (2) 検察官適格審査会及び検察官・公証人特別任用等審査会の庶務（検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。）に関すること（庶務係の所掌に属するものを除く。）。

(任用第一係の所掌事務)

第17条 任用第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本省内部部局及び法務総合研究所の職員（検察官を除く。）の任免に関すること。
- (2) 法務局及び地方法務局の職員（検察官を除く。）の任免に関すること。
- (3) 検察庁の職員（検察官を除く。）の任免に関すること。
- (4) 審議会等の委員等の任免に関すること。
- (5) 公証人、人権擁護委員及び日本司法支援センターの役員の身分に関すること（服務係の所掌に属するものを除く。）。

(任用第二係の所掌事務)

第18条 任用第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 矯正施設、矯正研修所及び矯正管区の職員の任免に関すること。
- (2) 地方更生保護委員会及び保護観察所の職員の任免に関すること。
- (3) 入国者収容所及び地方入国管理局の職員の任免に関すること。
- (4) 保護司の身分に関すること。
- (5) 法務省専門職員（人間科学）採用試験、刑務官採用試験及び入国警備官採用試験の実施に関すること。

(任用第三係の所掌事務)

第19条 任用第三係は、任免に関する資料及び統計に関する事務をつかさどる。

(高齢対策係の所掌事務)

第20条 高齢対策係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公務部門における高齢者の雇用に関すること。
- (2) 高齢者の人事に関する総合的な方針等の企画及び調整に関すること。
- (3) 高齢者の人事に関する制度の調査及び研究に関すること。

(給与第一係の所掌事務)

第21条 給与第一係は、次に掲げる事務をつかさどる（給与第三係の所掌に属するものを除く。）。

- (1) 本省内部部局及び法務総合研究所の職員（検察官を除く。）の給与に関すること。
- (2) 法務局及び地方法務局の職員（検察官を除く。）の給与に関すること。
- (3) 検察庁の職員（検察官を除く。）の給与に関すること。

(給与第二係の所掌事務)

第22条 給与第二係は、次に掲げる事務をつかさどる(給与第三係の所掌に属するものを除く。)

- (1) 矯正施設、矯正研修所及び矯正管区の職員の給与に関すること。
- (2) 地方更生保護委員会及び保護観察所の職員の給与に関すること。
- (3) 入国者収容所及び地方入国管理局の職員の給与に関すること。

(給与第三係の所掌事務)

第23条 給与第三係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の職員(検察官を除く。)の諸手当及び退職手当に関すること。
- (2) 給与及び退職手当に関する資料及び統計に関すること。

(服務係の所掌事務)

第24条 服務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の職員(検察官を除く。)の人事評価に関すること。
- (2) 法務省の職員の懲戒及び公平審査に関すること。
- (3) 法務省の職員の服務に関すること。
- (4) 法務省の職員の勤務時間、休暇及び育児休業に関すること。
- (5) 公証人の職務停止及び懲戒に関すること。

(記録表彰係の所掌事務)

第25条 記録表彰係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の職員及び離職者の人事記録に関すること。
- (2) 儀式の出席者の推薦に関すること。
- (3) 表彰に関すること。

(栄典係の所掌事務)

第26条 栄典係は、栄典の推薦及び伝達の実施に関する事務をつかさどる。

(司法試験第一係の所掌事務)

第27条 司法試験第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 司法試験に関する調査及び研究を行うこと。
- (2) 司法試験に関する資料及び統計に関すること。

(司法試験第二係の所掌事務)

第28条 司法試験第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 司法試験の実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、司法試験委員会の庶務で他の所掌に属しないものに関すること。

(司法試験第三係の所掌事務)

第29条 司法試験第三係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 司法試験に関する電算処理システム等の開発、整備及び管理に関すること。
- (2) 司法試験の実施結果の分析及び検証に関すること。
- (3) 司法試験の成績通知に関すること。

(司法試験予備試験第一係の所掌事務)

第30条 司法試験予備試験第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 司法試験予備試験に関する調査及び研究を行うこと。
- (2) 司法試験予備試験に関する資料及び統計に関すること。
- (3) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号。以下「一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の司法試験法の規定又は一部改正法附則第7条第1項の規定により行われた司法試験に関すること。

(司法試験予備試験第二係の所掌事務)

第31条 司法試験予備試験第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 司法試験予備試験の実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、司法試験委員会の庶務で司法試験予備試験に関すること。

(司法試験予備試験第三係の所掌事務)

第32条 司法試験予備試験第三係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 司法試験予備試験に関する電算処理システム等の開発、整備及び管理に関すること。
- (2) 司法試験予備試験の実施結果の分析及び検証に関すること。
- (3) 司法試験予備試験の成績通知に関すること。

(係主任)

第33条 課長が指定する係に、係主任を置く。

2 係主任の担当する事務は、別に課長が定める。